

2003年10月 No.434

京都の福祉

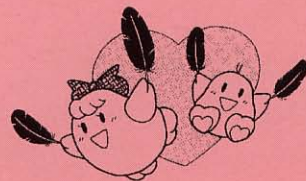
発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp



10月1日、共同募金運動開始式典後の街頭募金活動(四条河原町 5面関連記事)

もえくす

ヨーロッパでは、古くから善行や勇気をたたえて赤い羽根を飾りました。アメリカの先住民族の間では勇者のシンボルとして赤い羽根が使われました。古代中国では、福祉に貢献した公務員が赤い羽根を付けることが許されました。この赤い羽根が、日本では、戦後間もない昭和二十三年、第二回共同募金運動からそのシンボルとして使われるようになりました。

今年も、赤い羽根が、街を行く人や職場の人々の胸に輝く季節になりました。

みんなが苦しかった時代に芽生えた一人ひとりの思いやりの心が、募金運動の基盤を作り出し、時代の変化に対応して、募金が貢献する分野も広がり変化していきました。

そして、今日では急激な少子化、高齢化が進行するなか、多様な福祉ニーズに対応することが求められています。またボランティア活動が根つき広がり、互いに支えあい、地域が一体となって心ふれ合うまちづくりに取り組む機運も高まっているなか、赤い羽根は新しい時代に対応する運動としての期待が高まっています。

これらの動きに併せて募金の使い道も、施設中心から住民やボランティアが行う草の根的な福祉活動に重点が置かれるようになってきました。

今日、福祉は「措置としての福祉」から「選択と自己決定によって利用する福祉」への転換期を迎えています。こうした中で、お年寄りも、障害者も、子ども達も、若者も全ての人々が、住みなれた地域で、共に助け合い、安心して暮らせる、そうした豊かな福祉社会を実現していくことを目指して、今年も十月一日から十二月三十一日まで共同募金運動が展開されます。「有難うございました」の言葉と共に、赤い羽根を人々の心に届けていく活動を進めていきたいものです。

人々の善意の輪が大きく拡がり地域福祉の活力に結び付くことを希望しながら。

今こそ、子育てを楽しめるような取り組みの支援を

今号も「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」と略す）の施行より三年経って、現状をどのようにとらえておられるのかを現場の声として京都府宇治児童相談所 相談判定課長川崎二三彦氏に伺いました。

●法律ができたことの意味は大きい

「児童虐待の防止等に関する法律」ができたとき、児童相談所で虐待対応に取り組んできた私の正直な感想は、「新しい法律と言ったって、児童福祉法の枠を超えるほどではないなあ」「これなら今までと大差ないぞ」というものでした。ところが三年経ってみ

て、この法律の影響は、私の予測をはるかに超えて、非常に大きいものがあったと思います。

まず法律の制定自体が、社会的な出来事としてマスコミ等で大きく取り上げられました。そのことで児童虐待の問題が世の中に広く知られるようになりましたし、「子どもを虐待してはいけない」という社会的合意を形成していく上でも一定の力を発揮しました。いずれにせよ、法の施行によっ

て、児童虐待に対する社会的認識が広がったことの意味はすごく大きかったと思います。

また、「児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」とされたことも、虐待されている子どもを保護していくという点で、大きな役割を果たしたと考えています。

虐待というのは個々の家庭内で、つまり密室の中で起こることが多いわけですから、なかなか発見が難しいし、また疑わしいと思ってもはっきりとした確信は持ちにくい。ですから従来は「虐待かな？」と思っても、

もしも間違っていたら、これはご家族、保護者に対して迷惑をかける、ひどい場合には人権侵害にもなり得るということで、通告を躊躇する傾向がありました。つまりは「余程ひどくなければ通告するのはやめよう」という受けとめ方が一般的だったわけ

です。ところが、仮に、もしそれが虐待だったとしたら、気づいていた人がいたにもかかわらず子どもが命や安全が危ぶまれるわけですね。そこでこの法律は、「児童の福祉に職務上関係のある者」に早期発見の努力義務を課すと同時に、「児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを見守るべきである」という規定により、通告しなければならぬ」としたわけです。このこ

とによって、特に子どもたちとかかわりの深い関係者は、「虐待が疑われる場合は通告しなければならない」という意識を高めることになりました。

●通告経路をめぐってのトラブル対応に悩む――虐待を受けているのは幼き子どもたち――

虐待を受けている子どもたちの年齢ですが、就学前のお子さんが約五〇％と半数を占めており、次いで小学生が三〇数％となっています。これは京都府においても、また全国的に見ても共通しており、やはり小さな子が大きな比重を占めています。

通告は保健所や福祉事務所、保育所、警察その他いろいろなところからあります。また「父親が子どもに暴力をふるう」といった母親からの訴えですとか、おばあちゃんなど家族や身内からのSOSも、数は多くありませんが寄せられています。加害者本人からの相談も受け付けています。京都府は「安心子育てテレホン」という電話相談事業を行っています。匿名でもかまわないということで話しやすいのか、電話相談には保護者本人からの相談も多いです。

通告に関して私たちが悩んでいるのは、「通告先が特定されるような事実を漏らしてはならない」という規定です。これは通告者と被通告者のトラブルを避ける上でも、ためらわずに通告を促す上でも必要なことです。特に近隣の人などは、自分が通告したことは決してわからないようにしてほしいと希望されますので、その点は十分配慮しなくてはなりません。私たちも誰が通告



■川崎 二三彦 氏プロフィール

1951年 岡山県に生まれる。京都大学文学部（哲学科）卒業後、京都府の児童相談所で心理職として勤務し、現在、京都府宇治児童相談所 相談判定課長。

してきたかは当然伏せるのですが、それでも保護者は「あの人が言ったに決まっている」と周囲に不信感を抱き、自ら孤立を深めたり、極端な場合は虐待の事実を目を向けるよりも、そうした通告者探しにばかり関心を持ってしまつこともあります。それに学校や病院など関係機関からの通告だと、

「怪我をして登校した」とか「診察した結果、怪我の状態と保護者の説明とが合わない」といった事実をふまえて通告に至るわけですので、通告先を伏せても、保護者に見れば誰が連絡したかは明らかです。ところが、これは他府県の例ですが、通告を受けて児童相談所が訪問しようとする時、

「いま家庭訪問したら、私（関係機関職員）が言ったことがわかるから止めて！」と言われてしまったというエピソードもありました。「では児童相談所はどうすればいいの？」と、ついつい私たちもストレスがたまるのですが、そのような場合、通告してきた機関と話し合い、保護者に「児童虐待防止法で通告の義務があるので」と伝えていただくようお願いすることもあります。

● 通告後の支援プログラムの開発を含む虐待防止の仕組みの整備が重要

日本弁護士連合会（以下「日弁連」と略す）は、本年五月三十日に「児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書」を発表し、その中で、「児童虐待防止法に通告以降の関係機関の協力義務規定を新設するべきである」と述べています。この点は私たちも大いに賛成です。

というのも、今は児童相談所が通告を一手に引き受ける一方、通告する側の機関は、いわゆるへまる投げ、つまり「国民の義務として通告しなければならぬから通告はする。でも後はそっちでやってね」という形になってしまつことも、時としてあるのです。

私たちは通告を受けて安全確認などをやっていますが、通告すること、またそれに基づく初期対応は第一の段階であつて、虐待への対応はそれで終わるものではありません。通告をした側も、その後の子ども様子を見守ったり、それぞれの立場を生かして保護者と話し合ったり、いろんな役割があると思います。児童相談所だけでは決

してできないこともたくさんあるわけで、もちろん今でもそうした協力を維持しながら取り組んではいるのですが、私たちは引き続き関係機関との連携やネットワークを重視していきたいと考えています。その意味でも日弁連の提起は重要なんですね。

ただ、ネットワークを重視していく上では、慎重に対応しなければならぬ問題もあります。たとえば個人情報扱いなど、具体的にどのような配慮が必要なのか、しっかりと検討しておかなければなりません。

虐待防止法が施行されて三年、確かに虐待への関心も高くなり、通告の促進と初期対応については一定の成果があつたと思います。しかし虐待対応は、実はその先が問題なのです。そもそも児童虐待の解決は、虐待が行われている家庭から子どもを保護し救出さえすればよいというものではありません。

ません。むしろ子どもは、保護された結果として慣れ親しんだ家庭や地域から離れ、不慣れた生活を強いられ不安も感じています。保護されたからといって虐待関係が終わるわけではなく、むしろ保護されていること自体が虐待関係の中にいることを証明するともいえるわけです。

では保護者への援助はどうするのか、どうやって安全を取り戻して子どもを家庭に帰すのかということですが、この点に関して本年六月十六日に「参議院共生社会に関する調査会」で採択された決議を紹介してみましよう。この決議の最後の項目は次のような内容です。

「虐待する親に対しては、治療的なアプローチが不可欠であり、親の養育能力を回復させるための治療・指導プログラムの開発・研究を進めるとともに、援助を受ける意欲のない親への動機付けの方途について、司法関与の在り方を含め検討すること。また、分離された親子の再統合に向けてのプログラムの研究・開発についても検討を深めること」

ここにも象徴されているように、へ保護者に対しては治療的な援助が必要だが、親の養育能力を回復させるための指導プログラムは未整備なので、その開発・研究を進めましよう」というのが率直な現状です。

つまり、子どもの安全を確保するために一時保護はしたけれども、その後、保護者が虐待をしないようにしていくための取り組みをどう展開するのかという課題への対応はまだまだ不十分だということです。その意味では、泥縄式ですね。とにかく安全は

確保した、さあ後はどうするかといえば次の手は不十分で、まだ試行錯誤しているというのが実情です。

要するに、へ虐待で子どもが死んでいるじゃないか。子どもは守らなければならぬいへ密室の中で起こったことだからというのでは済まされない、しっかりと通告をしよう」という機運が盛り上がるなかで、まずは法の制定が急がれたのです。

本来なら通告システムがあつて、通告を受ける機関があつて、保護者に対する指導プログラムがあつて、最後は家族が一緒に虐待を克服して明るく安定した暮らしを営んでいけるようにするという、このすべてのプロセスに対する手当てが出来て、初めて虐待防止の仕組みができたと言えるわけです。その意味では、まさに課題は山積しています。これらについては、児童虐待防止法に限らず、司法分野なども含めた法律全般を見直したうえで仕組みをつくること

が大切だと思えますし、今後は、保護者に対する指導プログラムを開発しながら、家族の再統合をめざすための取り組みが大きなテーマになるだろうと思えます。

● 子育てを楽しくするよう支援が大切 — 社会福祉協議会など地域福祉関係者への期待 —

虐待から子どもを保護する上で、この法律の存在が広く社会に知れ渡ることは大きな意味を持ったと思いますし、私たちも微力ながら子どもの虐待に対して取り組んできました。面接の中でも、「こんな怪我をするような体罰はしつければなく、虐待と

「言わざるを得ません」「手を出さなくても、子どもを放つたらかしにしたり、心を傷つけるようなことを言うのも虐待なんですよ」などと、必要に応じて指摘することがあります。児童虐待防止法ではこれらも虐待であると定義しているわけですから、子育ての中から虐待をなくしていくために注意を喚起したり、暴力をふるわなくてもいい方法についてアドバイスすることは大切なことです。

しかしよく考えていくと、この法律を広めることで、もしかしたら「あなたは子どもを虐待していませんか？ 虐待は法律で禁止されているんですよ」といった、どこかネガティブで、禁止的なメッセージを送る恐れはないでしょうか。子育て中のお母さんがちよつとお尻を叩いただけでも、「これって虐待じゃないかしら」と悩んでしまう可能性だってあるわけです。

保護者のなかには自身も体罰を受けて育った経験を持つ人がたくさんいます。まだまだ体罰を容認する風潮も根強く残ってますから、「あれも虐待！これも虐待だ」と言われると、保護者は混乱したり、逆に自分の子育てに自信が持てなくなってしまう、「私も虐待するかもしれない…」と悩んだり迷ったりします。そうになると、日頃気軽に話したり相談できる人がいないような親御さんは、ますます苦しみ、孤立するということにもなりかねません。これではかえってマイナスです。

ですから、一方では虐待の早期発見に努め、また支援が必要な人には、さまざまに援助を行いつつ、もっとポジティブな取り

組みが求められていると思います。

この夏、子どもの人権をテーマにした京都府の広報番組がKBSテレビで放送されました。児童虐待も重要な内容でしたので、児童相談所から私も出演したのですが、そこに「宇治・子育てを楽しむ会」のメンバーが来ておられました。お聞きしますと、「赤ちゃん広場」とか「おしゃべりキャッチボール」など、ユニークな企画を実施しているんです。

考えてみれば、子どもを生み育てるということは親にとって本来最も大きな喜びです。子どもを育てることで生きがいを感じ、生活も充実するはずですよ。ところが今はそんな当たり前のことが忘れられ、子育ては大変、子育てには不安がつきまといといったメッセージがあふれているような気がします。私たちにも責任があるかもしれないませんが……。

虐待問題がクローズアップされている時代だからこそ、「子育てを楽しみましょう。子育てをすることによって、自分の人生も豊かになりますよ」というメッセージを発信することが、虐待防止のキャンペーンと同様に、あるいはそれ以上に重要だと思います。「宇治・子育てを楽しむ会」の例を挙げましたが、こんな形でそれを具体化していく活動はとても貴重だと思います。

この間、ある大学の先生と話をしていましたら、その大学院に保健師さんが社会人入学してきて、ティーンズママの子育てサークルを研究しているというんです。ティーンズですからみんな茶髪、そんな彼女たちがカラオケボックスに子ども連れで集

まって、ワイワイやっているらしい。「若いお母さんが、わけのわからん所に集まって、何してるんや」と、批判的に見る人もいるかもしれませんが、単にお行儀のいい子育てばかりではなくて、そうやって互いに交流し、一生懸命に子育てをしている若いママさんもいるのです。それを応援するようないろんな取り組みを行いつつ、虐待があれば援助の手を差し上げる、私たちはそんな社会の仕組みを作り上げていく必要があると思います。でない「虐待問題が出てきてから、なんだか子育てがしんどくなった」ということになりかねない。今こそ、子育てを楽しめるような援助に力を入れていく必要があるのではないのでしょうか。

最近参加した研究会で耳にした実践報告ですが、東京のある保育所では、

「誰であるかは問わない」
「理由も問わない」
「う方針のもと、一時間二〇〇円で子どもを預かる」というのです。ショッピングしたい、コンサートに行きたい、あるいは急な用事ができたという時に、気軽に子どもを預けることができるというので大好評



勇気ある一歩を支える「安心」

ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6295

第57回 赤い羽根共同募金運動始まる

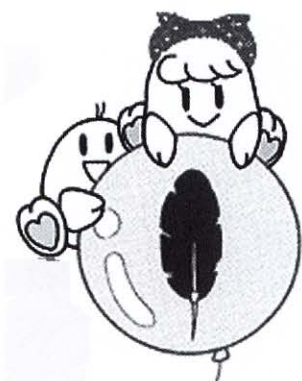
赤い羽根データベース 「はねっと」 9月25日スタート

平成15年9月25日から、いよいよ赤い羽根データベース「はねっと」で赤い羽根募金の使いみちを各都道府県・市町村別に検索できるようになりました。

「はねっと」とは、このシステムの愛称で、「赤い羽根」と「ネットワーク」を組み合わせた造語です。「はねっと」は、配分情報を広く提供し透明性を高めることで、国民の理解と信頼に応えるとともに、共同募金について今まで以上に知っていただくことで地域福祉の推進に有効に役立てる共同募金として一層の期待が高まっています。

赤い羽根データベース「はねっと」

ホームページアドレス；<http://www.akaihane.or.jp>



地域の福祉、みんなで参加

今年も十月一日から『地域の福祉、みんなで参加』をスローガンに、平成十五年度「赤い羽根共同募金運動」が全国一斉に始まりました。赤い羽根共同募金運動は、皆さまのあたたかいご支援に支えられ、五十七回目を迎えました。厳しい経済情勢と少子高齢社会の今日、府民一人ひとりが地域において、その人らしい生活を安心して送るためには、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会や民間の社会福祉施設・団体や、地域で活動するボランティア団体、住民などが参加して行う福祉活動等がこれまで以上の連携により、きめ細かく展開されていく必要があります。

こうした活動を支えるために共同募金は役立てられます。

〔平成14年度 京都府の共同募金の使いみち〕

配分する分野	配分件数	配分金額(単位：円)	配分全体に占める割合
合計	2,082	363,050,029	100.0%
高齢者福祉	463	122,533,190	33.8%
内訳			
生活支援事業	310	89,664,205	24.7%
社会参加事業	126	27,504,121	7.6%
総合福祉的事業	25	5,254,864	1.4%
災害・緊急関係事業	2	110,000	0.0%
障害児者福祉	625	66,262,290	18.3%
内訳			
生活支援事業	164	28,643,506	7.9%
社会参加事業	425	34,335,381	9.5%
総合福祉的事業	36	3,283,403	0.9%
児童・青少年福祉	415	44,263,697	12.2%
内訳			
生活支援事業	107	15,299,341	4.2%
社会参加事業	178	19,462,178	5.4%
総合福祉的事業	130	9,502,178	2.6%
住民全般	579	129,990,852	35.8%
内訳			
生活支援事業	130	27,981,439	7.7%
社会参加事業	185	29,408,413	8.1%
総合福祉的事業	250	68,806,279	19.0%
災害・緊急関係事業	14	3,794,721	1.0%

家族の絆を深め、ボランティアの輪を広げよう

「家族でボランティア体験事業〈京都府補助事業〉」始まる

日本におけるボランティア活動は、学校教育での「総合的な学習の時間」や「週五日制」などによって、子どもたちの間にも浸透しつつあり、今では、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層で取り組まれ、社会的なつながりづくりの良い機会となっています。しかし一方で家庭においては、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、家族が一緒に過ごす時間が減少するなかで、家族のつながりの希薄化が心配されています。

そこで、本会では、家族の絆を深めるとともに、ボランティア活動の輪を広げ、みんながともに安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるために、家族みんなでボランティア活動について学んだり、一緒に参加する「家族でボランティア体験事業」をすすめています。

家族と一緒にボランティア活動をすることを通して、共通体験のなかからこれまで

気づかなかった家族の一面が発見できたり、親が子どもに対して「思いやりの心」や「社会的な責任」について教える機会になるなど、個人でボランティア活動をするのとは違った多くの効果が期待できます。また、何よりも、家族のふれあいや共通の話題で

の会話が増え、家族の絆を深めるきっかけになります。

初年度にあたる平成十五年度は、十五市町村の社会福祉協議会で、「車いす組み立て体験」「アイマスク歩行体験」「ミニ手話教室」「演奏ボランティア」「花いっぱい運動」「竹馬作り」「ふれあいサロンでお年寄りと交流」など、それぞれに特色ある「家族でボランティア」体験事業が予定されていますが、そのトップバッターとして、八月に実施された和束町での体験事業をレポートします。

家族で楽しむインターナショナルリサイクル講座

(和束町社会福祉協議会)

国際交流しながらリサイクル活動を

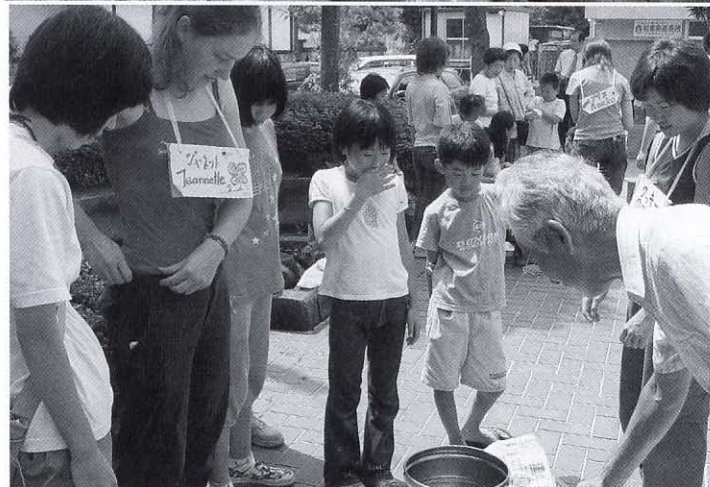
和束町社会福祉協議会が取り組んだのは、家族で国際交流をしながら、リサイクル活動について考えてもらうことを目指した「家族で楽しむインターナショナルリサイクル講座」で、子どもたちの夏休みも残り少なくなった八月二十六日に、和束町社会福祉センターで開催されました。

この日参加したのは、和束町内に暮らす七組の家族と、ボランティアグループNICEのメンバーなど、総勢約四十人。なかには、親子におじいちゃんやおばあちゃんを加えた三世代の家族もおられました。NICE（日本国際ワークキャンプセンター）は、世界各国の若者が集まってお互いの国にメンバーを派遣しあい、各地で国際交流やボランティア活動を繰り返している国際

的なNPO法人で、今回は、ドイツ・スペイン・アルゼンチンなど、七カ国から九人の外国人のメンバーが参加しました。

リサイクル活動としては、家庭から出た廃油を利用した石ケン作りと、牛乳パックやチラシなどを使ったリサイクル小物作りが行われました。天ぷらなどの料理に使った後の廃油は、下水に流せば河川を汚し、固めて捨ててもゴミになるだけです。しかし、廃油石ケンには合成洗剤とは違って化学物質の残留や水質汚染などの問題もなく、環境問題のことを考えても非常にすぐれたリサイクル活動になります。また、完成した石ケンは、参加者が持ち帰ったほか、ひとり暮らしの高齢者宅や町内の施設などにも配られました。

みんなが一つになって廃油石ケン作り



午前中、屋外に出て行われた廃油石ケン作りは、ボランティア経験の豊富なNICEのメンバーも初めての体験のようでした。リサイクルの題材として廃油石ケンを選んだのには、「廃油石ケン作りを町内にとどまらず世界へと広げよう」というねらいもあったのですが、資源の有効利用だけでなく環境汚染の低減にも役立つと聞いて、外国人参加者も興味津々で、通訳をかってでたNICEの日本人メンバーの言葉に、真剣なまなざしで耳を傾けていました。

実際の作業は、各家族とNICEのメンバーの混成で、三班に分かれて行われました。ある参加者が「孫はこれまで人前に出ると、はにかんでいましたが、今日はのびのびとやっていて、溶け込んでいるという感じで、なかなか良かったと思います」という感想を話し、NICEのメンバーたちの明るく親しみやすい雰囲気作りも効を奏して、大人も子どもも、日本人も外国人も分け隔てなく、最初からすっきり打ち解けた溶液を約三十分間もかき混ぜたり、香りがつけのオレンジの皮をすり下ろしたりと、根気のいる作業もありましたが、代わる代わる交代しながら、全ての参加者が和気あいあいと石ケン作りに取り組んでいました。

言葉は違っても気持ちで通じあえる

心配された言葉の壁も、「言葉が分からなくても全く気にならなかった。外国の人とか日本人とか考えもしないで、ただ単純に一緒にやっていて楽しかった」と、あ

る参加児童が言ったように、通訳がなくても気持ちだけで通じあっているように感じた。そのことは、三世代で参加された主婦の方の、次のような感想にもよく表れています。

「何事にも積極的な母が、『国際交流というのが楽しそうだし、孫の夏休みの宿題にもなつてちょうどいいね』ということ、申し込んでくれたのですが、実際に参加してみると、私も楽しかったです。子どもも喜んでやっていましたよ。母が外国の方に話しかけていたので、なんとなく言っているのだろうと聞いてみると、やっぱり日本語でした」。

国籍や世代を超えた「ふれあい」

廃油石ケンはみんなが協力したおかげで、予定時間よりかなり早く完成しました。そこで急遽、NICEのメンバーの発案で、三班対抗のゲーム大会が繰り広げられました。チーム戦のためでしょうが、世代も国籍も関係なく、みんなが必死になってゲームに熱中し、大いに盛り上がりました。

そして、NICEのメンバーや参加者たちが朝から準備したカレーライスで、昼食をとった後、午後のリサイクル小物作りへとプログラムは進んでいきました。ゲーム大会の頃からは、各家族やNICEのメンバーが入り交じって座り、他人には誰と誰が家族なのか分からないほど、皆が一つに溶け込んでいました。

住民参加の防災訓練

救援物資を避難所へ

平成15年度京都府総合防災訓練実施される

去る九月六日（土）、向日市のキリンビール京都工場跡地をメイン会場に、向日市・長岡京市・大山崎町の各市町会場において、平成十五年度京都府総合防災訓練が開催されました。

当日は、真夏を思わせる暑い日差しが照りつけるなか、向日市・長岡京市・大山崎町社会福祉協議会と連携し、三十五名のボランティアの参加で訓練を実施しました。

二市一町の各会場では、地区社会福祉協議会や民生委員・ホー

ムヘルバーなど五十八名の協力のもと、地域住民六百五十名の安否確認が実施されるとも

に、長岡京市では福祉施設「きりしま苑」の利用者二名（車いす利用者）が長岡京市立第九小学校避難所へ避難しました。

メイン会場では、訓練開始時刻の午前九時、ボランティア三名と本会職員二名により、現地災害ボランティアセンターを立ち上げ、福祉救援ボランティアの受付及び京都府災害ボランティアセンター（ハートピア京都市内に設置）と、向日市・長岡京市・大山崎町社会福祉協議会とのFAX通信訓練を開始しました。

続いて、午前十時三十分よりボランティア三十五名、二市一町の社会福祉協議会職員八名が、他府県及び近隣の市町村より食料品（七品目）・生活用品（六品目）・衣類（六品目）・医薬品（五品目）の四部門の物資が届けられたとの想定のもと、向日市役所・向日市社協・長岡京市役所・長岡京市社協・大山崎町役場の五箇所の避難所へ輸送するために、各市町の人口規模に応じた救援物資の仕分けを行いました。



災害が起こった時、私たちには何が出来るでしょうか。今回防災訓練で実施した救援物資の仕分け以外にも、これまでボランティア活動の経験がない方でも参加できるボランティア活動がたくさんあります。ボランティア活動の第一歩として、身近なところで実施されている防災訓練にあなたも一度参加してみたいいかがですか。

障害のある人の外出や

社会参加の支援に向けて

— 移動介護従業者(ガイドヘルパー)養成研修を実施 —

京都府社協では京都府から委託を受け、七月から八月にかけて、障害のある人の外出や社会参加の支援を目的とする移動介護従業者(ガイドヘルパー)の養成研修を実施しました。

開講した養成課程は、全身性障害者課程、視覚障害者課程、知的障害者課程の三つでしたが、いずれの課程も定員を大きく上回る申し込みがあったため、研修コースを増やすなどの対応により、全身性障害者課程一九二名、視覚障害者課程一五五名、知的障害者課程八〇名の修了者数となりました。

移動介護に必要な資格

資格	支援内容	移動介護		
		全身性	視覚	知的
全身性障害者移動介護従業者資格		○	×	×
視覚障害者移動介護従業者資格		×	○	×
知的障害者移動介護従業者資格		×	×	○
訪問介護員・障害者ホームヘルパー 1級～3級、介護福祉士、看護師		×	×	○
全身性障害者日常生活支援従業者資格		○	×	×

支援の内容には児童へのサービス提供を含みます。

今回、多くの受講希望があった背景には、支援費制度上、外出支援には移動介護従業者の資格が必要となつたことや、障害のある人の外出や社会参加を適切に支援できる移動介護従業者(ガイドヘルパー)の確保と体制整備の工夫が怠られていないことなどが考えられます。



障害のある人たちが移動介護従業者(ガイドヘルパー)の支援を得て外出することは、多くの経験・体験を積んだり、様々な情報を得る機会にもなります。そうしたことから、障害のある人の外出支援は、家族や知人・友人にゆだねるだけではなく、社会的に支援する体制整備が必要です。今後、各地域で、移動介護従業者(ガイドヘルパー)の活躍がますます期待されます。本会では、十一月以降、第二回知的障害者課程を実施するほか、全身性障害者の日常生活支援を行うヘルパーの養成研修も行う予定です。

全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償

福祉施設の公的保険における業務にも対応!

安全・健全な
施設運営の
ために

プラン1

施設の業務中事故
賠償補償

オプションにより、居宅サービス
や医療リスクも補償

プラン2

滞在型施設利用者
傷害事故補償

プラン3

通所型施設利用者
傷害事故補償

プラン4

送迎車搭乗中の
傷害事故補償

プラン5

施設の労災上乘せ補償
(オプション)感染症補償費用

プラン6

施設職員の傷害事故補償

プラン7

施設の什器・
備品損害補償

・すでに8,000をこえる社会福祉施設にご加入
いただき、多くの事故に役立っております。
・この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と
一括して契約を行う団体契約です。

●お問い合わせ

取扱代理店

福祉保険サービス

ホームページも御覧下さい。http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

■お詫び

前号(四三三号)六ページ、「野球観戦で勇氣と元気」の記事内容で、松山進次郎選手の名前を「松山進二郎選手」と誤って記載しておりました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会 TEL: 075-252-6291 FAX: 075-252-6310 e-mail: daihyo@kyoshakyo.or.jp